

平成 31 年 1 月 18 日

国土交通省航空局  
安全部長 高野 滋 様

スカイマーク株式会社  
安全統括管理者 増川 則行

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制に関する  
改善策について（報告）

平成 30 年 12 月 21 日付「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」において指示がありました本事案が発生した原因の調査結果及び必要な再発防止策を別紙のとおり報告いたします。

飲酒問題は安全問題であり、かつ、運航乗務員に限らず経営を含む関係者全員の問題としてとらえ、今回の行政指導を厳粛に受け止め、同種の事案を二度と発生させることのないよう飲酒対策を強力に進め、信頼回復に努めてまいります。

## 運航乗務員の不適切な行為及び不十分な管理体制について

1. 発生日時（日本標準時） : 2018年11月14日（水）07:40頃
2. 場 所 : 羽田空港第1旅客ターミナルビル5階  
スカイマーク株式会社  
FOC ルーム（FLIGHT OPERATION CONTROL ROOM）
3. 便名及び出発地、到着地 : SKY705 便 羽田 ⇒ 新千歳 お客様数 154 名  
08:40 / 10:20
4. 当該者
  - (1) 機 長（以下、当該機長）
  - (2) 副 操 縦 士
  - (3) OBS（訓練生）
5. 事実関係
  - (1) 当該機長が出頭後、健康状態の確認としてアルコール検査を実施したところ陽性/POSITIVE（以下、POS）となった。さらに詳細なアルコール検査を実施する手順となっていたが、検知器の操作及び手順が明記された取扱説明書が見つからず、結果的に代替運航乗務員を手配し同便は定刻より23分遅れで新千歳空港へ向けて出発した。
  - (2) 当該機長の飲酒量及び飲酒時間について（調査結果）
    - ・ 前日は15時から19時に飲酒した。  
（規定上、出発時刻の12時間以内（20:40以降）の飲酒は禁止）
    - ・ 飲酒量は缶ビール500ml 7本
  - (3) 時系列  
11月14日  
07:40 705便運航乗務員が出社（羽田空港第1ターミナル内FOCルーム）  
07:50 出発前ブリーフィング開始  
07:56 当該機長がアルコール検査第1段階検査でPOSとなり、再検査、別機器による検査でもPOSとなった。  
アルコール検査第2段階検査の取扱説明書の所在が確認できず、周囲に機器に精通した者もいなかった。  
08:00頃 代替乗員の選定を開始  
08:35頃 代替乗員を確保、当該機長は乗員部内で待機  
09:03 定刻より23分遅れで705便が出発  
09:37 当該機長に事情聴取を行う中でアルコール検査第2段階検査を実施  
（測定結果：0.10mg/l）  
10:06 アルコール検査第2段階検査を再度実施（測定結果：0.08mg/l）  
10:20 事情聴取終了



(0.15mg/ℓ未満)を超えていると理解していたことに関して、全運航乗務員を対象に調査したところ、83%が同様に理解されていた(2018.11.18調査時点)。

(6) 取扱説明書の管理不徹底

運航支援者は、第2段階アルコール検査(数値検査)の必要性とその具体的な実施手順が取扱説明書に記載されていることを知っていたが、当該取扱説明書を発見することができなかった。

9. 問題点

- (1) OM8-27-4「飲酒」に規定した「飛行機出発予定時刻12時間以内の飲酒」について、その妥当性を調査し、見直しを検討する必要がある。
- (2) 運航乗務員への周知は、他社の発生事象を知り、また国土交通省の「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」を受け、11月2日に全運航乗務員に対して乗員課長より携帯メールを使用して関連規程の再確認の注意喚起を行った。また、11月12日には規程の再確認、規程・規則の遵守及び自主管理について、運航乗員部長通知を発信した。しかし、上記の発信は、翻訳に時間を要し事象発生までに本人には届かず、また内容には制限時間内にアルコールを分解できる能力及び量等、具体的な対応が示されておらず不十分なものだった。
- (3) 乗務前の飲酒の適正量に関しては、2016年3月1日発行のFCI「乗務前の飲酒規制について」で周知しており、個人差があることを前提に制限時間内にアルコールを分解できる能力は350ml缶ビール6本を目安としている。この目安を前提に12時間で分解できるアルコールの量について理解を促す為、説明を工夫する必要がある。
- (4) 飲酒についての教育は初期訓練開始時のOMに関する教育において実施している。また1年に1回健康管理に関するe-Learningを実施しているが、その年のテーマによって必ずしも飲酒に関する内容が含まれるわけではない。知識の再確認及び意識の定着を確実とするためには、定期的な教育が必要である。
- (5) OMに規定する健康確認(アルコール検査含む)の実施時期について、規定の記載がわかりにくく、また、規定の理解を徹底していなかった。実施時期の意味を含めた教育が必要である。
- (6) アルコール検査について第2段階の検査を実施する手順、また機器の取り扱いについて十分周知がされていなかった。検知器の判定基準に関する情報についても提供されていなかったことから、第1段階での検査において基準値(0.15mg/ℓ未満)を超えていると判断し乗務できないものと理解されていた。
- (7) アルコール検知器及びその付属品についての保守管理は乗員企画課にて行っていたものの、機器の取扱説明書については十分管理されていなかった。

10. 処分

- (1) 当該機長に対しては、2か月間の乗務停止とし、運航本部長による口頭注意を実施した。
- (2) 会社として、規程、アルコールに関する知識の教育及び検査機器の取り扱い等の対応が不十分であったことから、会社の管理責任についての処分を行った。

## 11. 本件に関する対策

本件に関する対策は以下のとおり。なお、11月22日付報告書提出以降、組織として講じた措置については下線を付した。

### (1) 当該機長への対策

アルコールに関する知識、不適切な飲酒が社会及び会社に影響を与えること等を内容とする教育を含めた以下の爾後処置を実施する。

➤ 運航乗員部長講話	30分	運航乗員部
➤ カウンセリング	2時間	訓練審査部
➤ アルコール教育	1時間	訓練審査部
➤ コンプライアンス教育	30分	e-Learning (自習)
➤ 座学 (航空法・OM・FCI)	4時間	訓練審査部
➤ OBS	2LEG	路線訓練課
➤ LINE MONITOR	4LEG (2LEG×2)	路線訓練課

なお、OBSについては、乗務離脱の期間を考慮し、また他の運航乗務員の運航業務を見ることが必要と乗員部長が判断したため実施することとした。

### (2) 全運航乗務員への対策

#### ➤ 飲酒について全運航乗務員への周知

- ・【乗員部長通知】運航乗務員の飲酒について (2018年11月12日)

全運航乗務員に対し、関連規程の再確認及び「運航乗務員健康管理項目」の確実な実施を周知した。

- ・【乗員部長緊急周知】(2018年11月14日)

今般、発生した事象及び2018年11月12日発信済みの運航乗員部長通知「運航乗務員の飲酒について」に関して再徹底を期するため、緊急周知を実施した。

- ・【運航本部長通達】運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化について (2018年11月29日)

国土交通省から各航空会社に対して発出された同日付「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」を周知し、個人貸与する携行用簡易アルコール検知器の取扱い及びアルコールに関する教育内容等を対面形式で指導することを通達した。

- ・【FCI「乗務前の飲酒について」(2018年11月29日)

関連規程、アルコールに関する自主管理の重要性及び運航乗務員としての社会的責任について再認識させるとともに、アルコールの分解能力について、健康管理医から提供されたデータを基に各種アルコール飲料の具体的な摂取量を単位として表現し、アルコール分解能力の情報を路線訓練課からFCIにて周知した。

- ・【乗員部長メール】飲酒に起因する不適切な事案等を受けた航空運送事業者及び運航乗務員に対する不利益処分等について (2018年12月21日)

- ・【運航本部長通達】飲酒に関する管理の強化と徹底について (2018年12月27日)

規定改訂を含めた再発防止策が完了するまでの間の重点対策項目の周知徹底

- ・【運航本部長通知】(注意喚起)飲酒に起因する不適切な事案等を受けた航空運送事業者及び運航乗務員に対する不利益処分等について (2018年12月27日)

行政処分内容の共有及び二度と同一事象を起こさない強い意識と体制の構築の指示。

#### ➤ アルコール検査について全運航乗務員への周知

- ・【乗員部長メール】健康確認実施時期について (2018年11月19日)

アルコール検査を含めた健康確認を出頭時に行うことを徹底した。

- ・【乗員企画課長メール】アルコール検査の手順と取扱説明書について(2018年11月15日)  
全運航乗務員に対して、取扱説明書がなくても検査が実施できるよう対策をした。
- ・【乗員企画課FCI】アルコールチェッカー使用方法を登録(2018年11月21日)  
アルコール検査の手順と取扱説明書をFCIに登録した。
- ・【乗員部長通達】携帯用アルコール検知器の貸与について(2018年12月05日)  
全運航乗務員に対し、健康管理の一環として、個人のアルコール分解能力を把握するために簡易式のアルコール検知器を個人貸与する。

### (3) 運航本部としての対策

#### ➤ 暫定対策

- ・乗員企画課により、各空港におけるアルコール検知器の取扱説明書の配備状況を確認し、配備されていない空港に配置した。(2018年11月15日)
- ・検知器の管理について  
各空港における検知器、付属品及び取扱説明書を乗員企画課による一括管理とする。(2018年11月22日)
- ・検査記録の管理について  
現在使用中のアルコール検知器は、検査記録の自動保存機能がないために検査結果の記録が確認できない。したがって、今後は検査結果を記録し、本人以外が確認して署名した記録を路線訓練課が保存することとした。(FCI：アルコール検査の記録について DEC20/18)  
また、恒久対策として「アルコール検査実施要領」に規定した。(2019年1月1日)
- ・第三者の立会いについて  
すでに、地上運航従事者の前で運航乗務員がアルコール及び健康状態の相互確認をしており、地方空港ではテレビ電話を活用し、羽田の地上運航従事者が確認している。ただし、その確認手順が明確に規定されていなかったため、OMに規定する。(今年度内)  
なお、細部実施要領については、FCI：アルコール検査の記録について DEC20/18)に整理し、恒久対策として「アルコール検査実施要領」に定めた。(2019年1月1日)
- ・アルコールに関する周知及び教育  
嚴重注意において指摘された運航乗務員に対する飲酒に関する周知や教育が不十分であったことについて、乗員企画課は、以下の内容を含む教材を作成し、2018年12月20日から対面による教育を開始した(2019年2月末完了予定)。  
また、アルコールに関する教育後の意識を継続させるために、運航乗務員のグループミーティングにおいて口頭質問等により教育内容の確認をする。また、運航本部はアルコールに関する教育の実施状況を安全推進会議に報告する。
  - ◇ アルコールの危険性について
  - ◇ アルコールの分解速度について
  - ◇ 操縦への影響について
  - ◇ 運航乗務員が担う責任の重大性と社会的責任について
- ・飲酒に関するカウンセリング
  - ◇ アルコールに関するカウンセリングの利用促進を周知した。(2018年11月22日)
  - ◇ グループ長は、過度の飲酒及びアルコール依存に関して、運航乗務員のグルー

ミーティングの機会を有効に活用し、所属の運航乗務員から情報を広く収集することにした。(2019年1月17日)

- ◇ 運航乗員部は、上記グループ長が入手した情報をグループ長ミーティングにおいて収集する。(2019年1月17日)

➤ 恒久対策

嚴重注意において指摘された自ら問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取組みが十分に行われていなかったことについて、運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に関する飲酒対策を安全推進会議の取扱い事項に加え、飲酒に関する対策の実施状況、飲酒に関する管理状況、アルコールに関する教育の実施状況等を安全推進会議において確認し、必要となる PDCA サイクルを回すこととする(2019年2月26日安全推進会議決定予定)。この他の恒久対策は以下のとおりである。

・アルコール検査実施要領の作成

嚴重注意において指摘された、アルコール検査の実施要領等手順を定めた規程がなく、アルコール検知器の規制値や取扱い方法について、運航乗務員、地上運航従事者等に対する周知及び会社の管理体制が不十分であったことについて、以下の内容の「アルコール検査実施要領」を運航乗員部として新たに作成し、担当部門を定め、責任の所在を明確にした。(2019年1月1日)

- ◇ アルコール検査（路線訓練課）
- ◇ 記録の管理（路線訓練課）
- ◇ 検査機器等（乗員企画課）
- ◇ 乗務に影響を及ぼす飲酒が発生した場合の対応（乗員課）
- ◇ 飲酒に係る不具合の対応（路線訓練課）
- ◇ アルコールに関する教育（乗員企画課、路線訓練課、訓練課）

・規程の見直し（運航基準課担当）

2018年12月25日公表された「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」の中間とりまとめ結果に基づき、弊社の飲酒に係る規程に関して、以下の内容を反映した規程とする。（OMの改訂を伴わない規則については、準備でき次第対応する）

- ◇ 運航乗務員の一連の乗務前後に行うアルコール検知器を使用したアルコール検査を、新機材の配布及び取扱いに関する教育を実施した後、2019年3月1日を目途に開始する。
- ◇ アルコールが検知された運航乗務員は乗務させない。なお、アルコール検査により乗務不可となった場合には、社内処分の対象とする。

・新アルコール検知器の採用について（乗員企画課）

- ◇ 運航乗務員の健康管理の一環等として、個人のアルコール分解能力を把握するために簡易式のアルコール検知器を個人貸与した。(2018年12月31日) また、飲酒に関する問題は、家族の協力を得ることも有効な手段と考えることができるため、各運航乗務員の家族に協力を依頼することとする(年度内)。
- ◇ 常時数値結果が表示され、検査結果記録システムを装備した検知器等を導入する。(2019年3月1日) なお、検査記録システムの導入は2019年9月末を目途とする。

・周知体制の構築について

運航乗員部から発信される周知文書に関して、発信時期、手段、及び内容の適正化を図り、確実な効果が得られる文書処理規則（仮名）を作成する(2018年度内)。

・アルコール検査に係る管理体制の強化

新アルコール検知器導入後、監査室が随時監査を予告なしで実施する。

以上